

令和5年度事業計画書

令5年4月1日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人玉津サッカークラブ

1 事業実施の方針

- ① 勝ち負けだけではなく、子ども達のスポーツの振興を図ることや、サッカークラブという異なる年齢層が集まる集団の中で、様々な人と知り合い、付き合うことによって子供達の精神的な成長を促す場となるように活動します。
- ② サッカーをしたい子ども達が増え、子ども達の向上心がうまれ、集団行動の規律を守れる子ども達が増えるように活動します。
- ③ 西条市のサッカー人口を増やし、子どもの健全育成を図る活動に取り組むとともに、サッカーというスポーツを通じた健康維持や体質改善への啓発を地域へも発信していきます。保健、医療、福祉の増進を図ることへも寄与できるように活動します。
- ④ 子どもたちが活動を通して集団行動の規律を学ぶ中で、この活動に関わる多様な世代との交流を通じて、子ども達が安心、安全に暮らせる街づくりに繋がる活動を実施します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時及び場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
サッカー・フットサルをはじめとするスポーツの指導・強化育成事業	練習及び練習試合	月 18時～20時 水 18時～20時 金 18時～20時 土 13時～20時 ・玉津小学校グラウンド ・玉津小学校体育館 ・飯岡小学校グラウンド ・西条市東部公園グラウンド ・ビバ・スポルティア西条 ・西条市下島山グラウンド 等	10名	延 200名	950

サッカーをはじめとするスポーツ指導者の育成事業	指導者研修参加及び自開催	<ul style="list-style-type: none"> ・年 1 回 ・玉津小学校公民館 ・各会議施設 	4 名	各 15 名	270
スポーツ施設の維持管理・整備事業	各利用施設の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・年 2 回 ・各利用施設 	10 名	各 20 名	30
スポーツ大会、イベントの企画・運営、協力事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自チームでのサッカー大会開催 ・各サッカー大会やフットサル大会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・年 2 回 ・愛媛県内外の施設 	10 名	延 200 名	700
スポーツに関する研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達のパフォーマンス向上のためのトレーニング開発 ・遠征からの体調不良、リカバリー ・成長期におけるスポーツのあり方 ・サッカーだけではなく、体幹トレーニングや、ダンス、リズムトレーニング、柔軟体操などを取り入れた結果・評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・随時 	4 名	延 60 名	100
スポーツに関する情報ネットワーク形成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる活動内容の発信 ・Instagram や LINE など SNS を利用した活動報告、情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・随時 	4 名	多数	10

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日時及び場所	従業者 の予定 人数	事業費の 予算額 (千円)
物品の販売・ 仲介事業	予定なし			
看護サポート 提供事業	予定なし			

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 3 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業ごとに定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載する。
- 5 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)については偉業ごとに定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「実施予定なし」の旨を記載する。
- 7 3部作成する。

令和5年度 活動予算書
法人成立の日から令和6年3月31日まで

特定非営利活動法人玉津サッカークラブ
(単位：円)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		0
2 事業収益			
自主事業収益	2,118,000		2,118,000
3 その他収益			
雑収益	1,000		1,000
経常収益計	2,119,000	0	2,119,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
旅費交通費	500,000		500,000
大会参加費	200,000		200,000
消耗品費	900,000		900,000
諸謝金	100,000		100,000
保険料	50,000		50,000
諸会費	60,000		60,000
研修費	200,000		200,000
雑費	50,000		50,000
その他経費計	2,060,000	0	2,060,000
事業費計	2,060,000	0	2,060,000
2 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
印刷製本費	30,000		30,000
その他経費計	30,000	0	30,000
管理費計	30,000	0	30,000
経常費用計	2,090,000	0	2,090,000
当期経常増減額	29,000	0	29,000
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額	29,000	0	29,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			29,000

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 3 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 4 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注…当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)等が挙げられる。
- 5 特に、支出規模(事業費+管理費)でみた特定非営利活動に係る事業の割合、総支出額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となる。
- 6 3部作成する。